

松戸市住民投票条例の制定について

松戸市住民投票条例を別紙のように定める。

平成25年9月3日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

市政運営上の重要事項について、市民に直接意思を確認するための住民投票に係る基本的事項を定めることにより、市民の意思を市政に反映し、もって市民自治の確立に資するため。

松戸市住民投票条例

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 投票資格者（第3条）
- 第3章 住民投票の請求及び発議（第4条－第8条）
- 第4章 署名等（第9条－第12条）
- 第5章 投票（第13条－第21条）
- 第6章 開票（第22条－第25条）
- 第7章 情報の提供及び投票運動（第26条・第27条）
- 第8章 委任（第28条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市政運営上の重要事項について、市民に直接意思を確認するための住民投票に係る基本的事項を定めることにより、市民の意思を市政に反映し、もって市民自治の確立に資することを目的とする。

（市政運営上の重要事項）

第2条 住民投票に付することができる市政運営上の重要事項（以下「重要事項」という。）は、市民に直接賛否を問う必要があると特に認められる事項であつて、市及び市民全体に直接の利害関係を有するものとする。ただし、次の各号に掲げる事項を除く。

- (1) 市の権限に属しない事項
- (2) 法令の規定に基づいて住民投票を行うことができる事項
- (3) 専ら特定の市民又は特定の地域にのみ関係する事項
- (4) 市の組織、人事及び財務に関する事項
- (5) 地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する事項
- (6) 前各号に定めるもののほか、住民投票に付することが適当でないと明ら

かに認められる事項

第2章 投票資格者

第3条 住民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、年齢満20年以上の日本国籍を有する者で、その者に係る本市の住民票が作成された日（他の市町村（特別区を含む。）から本市に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き3月以上本市の住民基本台帳に記録されているものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、住民投票の投票権を有しない。

- (1) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項又は第252条の規定により選挙権を有しない者
- (2) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条の規定により選挙権を有しない者
- (3) 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成13年法律第147号）第17条第1項から第3項までの規定により選挙権を有しない者

第3章 住民投票の請求及び発議

（投票資格者の請求）

第4条 投票資格者は、その総数の10分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、市長に対し、重要事項について住民投票を実施することを請求することができる。

2 前項の規定により住民投票の実施を請求しようとする代表者（以下「代表者」という。）は、市長に対し、規則で定めるところにより、住民投票に付そうとする事項及びその趣旨を記載した実施請求書（以下「実施請求書」という。）をもって当該事項が重要事項であること及び第7条に規定する形式に該当することの確認を請求し、かつ、文書をもって代表者であることの証明書（以下「代表者証明書」という。）の交付を申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による請求及び申請があった場合において、実施請求書に記載された住民投票に付そうとされる事項が重要事項であること及び第7条に規定する形式に該当すること並びに代表者が投票資格者であることを確認したときは、速やかに代表者に実施請求書を返付するとともに代表者証明書を交付し、その旨を告示しなければならない。

4 市長は、前項の規定により代表者証明書を交付するときは、第2項の規定による申請の日現在の投票資格者の総数の10分の1の数を代表者に通知するとともに、告示しなければならない。

5 代表者は、次章に定めるところにより署名等を求め、提出した署名簿の返付を受けたときは、規則で定めるところにより、当該署名簿の返付を受けた日から5日以内に住民投票の実施の請求をしなければならない。

(市議会の請求)

第5条 市議会は、議員の定数の10分の1以上の者の賛成を得て提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決された重要事項について、市長に対し、住民投票を実施することを請求することができる。

(市長の発議等)

第6条 市長は、重要事項について、自ら住民投票を発議することができる。

2 市長は、前2条の規定による請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。

(請求及び発議の形式)

第7条 第4条第1項、第5条及び前条第1項の規定による請求及び発議に当たっては、住民投票に付そうとする事項について賛成又は反対を問う形式により行わなければならない。

(請求及び発議の制限)

第8条 住民投票の請求又は発議をしようとする者は、次の各号に該当する事項と同一又は実質的に同一と認められる事項について、当該各号に定める期間、これを行うことができない。

(1) 既に請求又は発議に係る手続が開始されている事項 当該請求又は発議

に係る住民投票の手続が行われている期間

- (2) この条例により住民投票に付されたことがある事項 第24条の規定による告示がされた日から2年が経過するまでの期間

第4章 署名等

(署名等の収集)

第9条 代表者は、住民投票の実施の請求者の署名簿（以下「署名簿」という。）に実施請求書又はその写し及び代表者証明書又はその写しを付して、投票資格者に対し、署名等（署名をし、印を押すことに併せ、署名年月日、住所及び生年月日を記載することをいう。以下同じ。）を求めなければならない。

- 2 代表者は、投票資格者に委任して、署名簿に署名等を求めることができる。
- 3 代表者は、本市の区域内で衆議院議員、参議院議員、千葉県の議会の議員若しくは知事又は本市の議会の議員若しくは市長の選挙（以下「選挙」という。）が行われることとなるときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第92条第4項に規定する期間においては、署名等を求めることができない。
- 4 署名等は、第4条第3項の規定による告示があった日から2月以内でなければこれを求めることができない。ただし、前項の規定により署名等を求めることができないこととなった場合においては、その期間は、同項の規定により署名等を求めることができないこととなった期間を除き、第4条第3項の規定による告示の日から62日以内とする。

(署名簿の提出等)

第10条 署名簿に署名等をした数が必要署名者数以上となったときは、代表者は、前条第4項に規定する期間の満了の日の翌日から5日以内に全ての署名簿（署名簿が2冊以上に分かれているときは、これらを一括したもの）を市長に提出し、署名簿に署名等をした者が、第4条第2項の規定による代表者証明書の申請の日現在、投票資格者であることの証明を求めなければならない

ない。

- 2 市長は、前項の規定による署名簿の提出を受けた場合において、署名簿に署名等をした者の数が必要署名者数に満たないことが明らかであるとき、又は同項に規定する期間を経過しているときは、当該提出を却下しなければならない。

(審査名簿の調製)

第11条 市長は、前条第1項の規定により署名簿の提出を受けた場合においては、同条第2項の規定により却下するときを除き、規則で定めるところにより審査名簿（第4条第2項の規定による代表者証明書の申請の日現在の投票資格者を登録した名簿をいう。以下同じ。）を調製しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により審査名簿の調製をしたときは、規則で定めるところによりその日の翌日から5日間、投票資格者からの申出に応じ、審査名簿の抄本（当該申出を行った投票資格者が記載された部分に限る。）を閲覧させなければならない。

- 3 第1項の規定による登録に関し不服のある者は、前項に規定する閲覧の期間内に文書をもって市長に異議を申し出ることができる。

- 4 市長は、前項の規定による異議の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から7日以内にその異議の申出が正当であるかないかを決定しなければならない。この場合において、その申出を正当であると決定したときは、その異議の申出に係る者を速やかに審査名簿に登録し、又は審査名簿から抹消し、その旨を申出人及び関係人に通知し、その申出を正当でないとしたときは、速やかにその旨を申出人に通知しなければならない。

- 5 市長は、審査名簿の調製をした日後、当該調製の際に審査名簿に登録されるべき投票資格者が審査名簿に登録されていないことを知った場合には、その者を速やかに審査名簿に登録しなければならない。

(署名等の審査等)

第12条 市長は、第10条第1項の規定により署名等の証明を求められたときは、その日から60日以内に署名簿に署名等をした者が審査名簿に登録さ

- れている者かどうかの審査を行い、署名等の効力を決定し、その旨を証明しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による署名等の証明が終了したときは、その日から7日間、その指定した場所において署名簿を関係人の縦覧に供さなければならない。
 - 3 市長は、あらかじめ前項の署名簿の縦覧の期間及び場所を告示し、かつ、公衆の見やすい方法により公表しなければならない。
 - 4 署名簿の署名等に関し不服のある関係人は、第2項に規定する縦覧の期間内に文書をもって市長に異議を申し出ることができる。
 - 5 市長は、前項の規定による異議の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から14日以内にその異議の申出が正当であるかないかを決定しなければならない。この場合において、その申出を正当であると決定したときは、速やかに第1項の規定による証明を修正し、その旨を申出人及び関係人に通知し、併せてこれを告示し、その申出を正当でないとしたときは、速やかにその旨を申出人に通知しなければならない。
 - 6 市長は、第2項に規定する縦覧の期間内に関係人の異議の申出がないとき、又は前項の規定による全ての異議についての決定をしたときは、その旨及び有効署名等の総数を告示するとともに、署名簿を代表者に返付しなければならない。

第5章 投票

(住民投票の執行)

第13条 住民投票は、市長が執行するものとする。

- 2 市長は、第6条の規定により住民投票を実施するときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

(投票の期日)

第14条 市長は、前条第2項の規定による告示の日から起算して30日を経過した日から90日を超えない範囲内において住民投票の投票の期日（以下「投票日」という。）を定め、住民投票を実施しなければならない。

2 市長は、前項の規定により投票日を決定したときは、当該投票日の少なくとも7日前までに告示しなければならない。

3 前項の規定による告示の日以後、投票日に選挙が行われるときその他市長が特に必要があると認めるときは、市長は投票日を変更することができる。この場合において、市長は速やかにその旨を告示し、変更後の投票日の少なくとも5日前までにその期日を告示しなければならない。

(投票資格者名簿の調製)

第15条 市長は、規則で定めるところにより、投票資格者名簿（前条第2項及び第3項の規定による投票日の告示日（以下「投票告示日」という。）の前日（同条第3項の規定により投票日を変更する場合にあっては、市長が別に定める日）現在（投票資格者の年齢については、投票日現在）の投票資格者を登録した名簿をいう。以下同じ。）を調製しなければならない。

2 市長は、前項の規定により投票資格者名簿の調製をしたときは、規則で定める期間、投票資格者（投票資格者名簿に登録された者に限る。）からの申出に応じ、規則で定めるところにより、投票資格者名簿の抄本（当該申出を行った投票資格者が記載された部分に限る。）を閲覧させなければならない。

3 第1項の規定による登録に関し不服のある者は、規則で定める期間内に文書をもって市長に異議を申し出ることができる。

4 市長は、前項の規定による異議の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から3日以内にその異議の申出が正当であるかないかを決定しなければならない。この場合において、その申出を正当であると決定したときは、その異議の申出に係る者を速やかに投票資格者名簿に登録し、又は投票資格者名簿から抹消し、その旨を申出人及び関係人に通知し、その申出を正当でないとして決定したときは、速やかにその旨を申出人に通知しなければならない。

5 市長は、第1項の規定により投票資格者名簿の調製をした日後、当該調製の際に投票資格者名簿に登録されるべき投票資格者で、かつ、引き続き投票

資格者である者が投票資格者名簿に登録されていないことを知った場合には、その者を速やかに投票資格者名簿に登録しなければならない。

(投票所等)

第16条 投票所及び第20条に規定する期日前投票における投票所（以下「期日前投票所」という。）は、市長の指定した場所に設ける。

2 市長は、投票日の5日前までに投票所を、投票告示日に期日前投票所をそれぞれ告示しなければならない。

(投票資格者名簿の登録と投票)

第17条 投票資格者名簿に登録されていない者は、投票をすることができない。

2 投票資格者名簿に登録された者であっても、誤載その他の事由により投票資格者名簿に登録されることができない者であるときは、投票をすることができない。

(投票資格者でない者の投票)

第18条 投票日（第20条に規定する期日前投票の投票にあつては、当該投票の当日）、投票資格者でない者は、投票をすることができない。

(投票の方法)

第19条 住民投票の投票は、1人1票とし、秘密投票とする。

2 住民投票の投票を行う投票資格者（以下「投票人」という。）は、投票日の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿の抄本の対照を経て、投票をしなければならない。

3 投票人は、投票用紙に記載するときは、投票用紙の選択肢から一つを選択し、所定の欄に○の記号を表す印を押す方法により、自ら○の記号を記載しなければならない。

4 前項及び第23条の規定にかかわらず、身体の故障その他の理由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人は、規則で定めるところにより、点字により投票を行い、又は代理投票を行わせることができる。

(期日前投票等)

第20条 投票人は、前条第2項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより期日前投票又は不在者投票を行うことができる。

(投票の秘密の保持)

第21条 何人も、投票人のした投票の内容を陳述する義務はない。

第6章 開票

(開票所)

第22条 開票所は、市長が指定した場所に設ける。

2 市長は、あらかじめ開票の場所及び日時を告示しなければならない。

(無効投票)

第23条 次の各号のいずれかに該当する住民投票の投票は、無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号を記載していないもの
- (4) ○の記号を投票用紙の賛成欄及び反対欄のいずれにも記載したもの
- (5) ○の記号を投票用紙の賛成欄又は反対欄のいずれに記載したか判別が難しいもの
- (6) 白紙投票

(投票の結果)

第24条 市長は、投票の結果が判明したときは、速やかに規則で定める事項を告示するとともに、当該事項を代表者又は市議会の議長に通知しなければならない。

(投票結果の尊重)

第25条 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

第7章 情報の提供及び投票運動

(情報の提供)

第26条 市長は、投票告示日（第14条第3項の規定による投票日の告示日を除く。次項において同じ。）から投票日の2日前までに、住民投票の実施

に係る請求等の内容の趣旨、第14条第2項及び第3項に規定する告示の内容その他住民投票に関し必要な情報を広報その他適当な方法により、投票資格者に対して提供するものとする。

2 市長は、投票告示日から投票日の前日までの間、住民投票の実施に係る請求等の内容を記載した文書の写し及び住民投票の実施に係る請求等の事案に係る資料その他行政上の資料を一般の縦覧に供するものとする。ただし、松戸市情報公開条例（平成13年松戸市条例第30号）第7条に規定する非開示情報に該当するものについては、この限りでない。

3 前2項に定めるもののほか、市長は、必要に応じて公開討論会、シンポジウムその他住民投票に係る情報の提供に関する施策を実施する等、投票資格者に対し住民投票に係る情報を広く提供するよう努めなければならない。

4 市長は、前3項の規定による情報の提供に際しては、中立性の保持に留意し、公平に扱わなければならない。

（投票運動）

第27条 住民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫等投票資格者の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉されるものであってはならない。

2 住民投票に関する投票運動の期間は、第13条第2項の規定による告示の日から投票日の前日までとする。

3 前項の規定にかかわらず、本市の区域内で行われる選挙の期日の公示又は告示の日から当該公示又は告示に係る選挙の期日までの期間が重複するときは、当該重複する期間、当該住民投票に係る住民投票運動をすることができない。

第8章 委任

第28条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。